

## 【簡易申請版】

# 徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第4期)チェックリスト

- ① 第1期・第2期・第3期の協力金を既に申請済の方で、
- ② 前回申請時と同じ「申請者名、振込先口座、申請店舗」にて申請される方は、協力金の申請を簡易化することが可能です。

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、提出してください。

-----

### 令和3年度飲食店営業時間短縮協力金申請書(第4期)(様式1)

- ・「別紙 1日あたりの協力金額計算用シート」を含む(1日あたりの協力金「3万円/日」の申請の場合は添付不要)

### 誓約書(様式2)

- ・記載した所在地が申請書(様式1)に記載の法人所在地または個人事業主の住所と一致していること。

### 営業時間短縮の状況及び酒類の提供時間が分かる写真(様式3)

- ・原則として、通常営業の場合の営業時間と、短縮後の営業時間又は休業の案内を書いたチラシ等を、店先などに掲示をしていたことが分かる写真。
- ・グルメポータルサイト等は第三者による書き込みが可能であるため、添付資料としては不適切です。

### 1日の売上高が分かる書類(1日あたりの協力金「3万円/日」の申請の場合は不要)

- ・原則として、
  - 法人:1日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」及び「法人税の確定申告書別表一の控え」又は「法人事業概況説明書(月別売上高)の控え等」(売上台帳と同時期のもの)
  - 個人:「売上台帳等の帳簿の写し」及び「所得税の確定申告書の控え」又は「青色申告決算書(月別売上高)の控え等」(売上台帳と同時期のもの)
- ※開店後1年未満の場合は、1日あたり売上高の計算に必要な期間の「売上台帳等の帳簿の写し」
- ※売上高に含められないものの具体例
  - ・テイクアウト、デリバリー、仕出し、店内販売商品
  - ・室料等の飲食以外の売上
- その他詳細については、ホームページをご確認ください。

### (該当がある場合のみ)第1期・第2期・第3期の申請時から変更が生じた書類

- (例)
- ・第1期・第2期・第3期の申請時に提出した営業許可書の有効期間が、申請書(様式1)に記載の「時短要請に協力した期間」以前に切れている場合、更新後の「食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し」
  - ・第1期・第2期・第3期の申請後に「ガイドライン実践店ステッカー」を取得した場合、「ガイドライン実践店ステッカー」を店舗へ掲示している様子が分かる写真(様式3)